

(5) 残乳回収及び処理業務

各学校で飲み残された牛乳（以下「残乳」という。）を回収及び処理する業務であり、回収は尾張旭市立小中学校全校とし、処理はセンターで実施する。

ア 回収業務

- (ア) センターが指定する時間帯に、各学校にある残乳を、牛乳容器の入ったクレート（牛乳輸送用コンテナ）ごと回収する。
- (イ) 残乳量は、全校で1日当たり平均15.8リットル、牛乳容器で約80個となるが、この数値は令和4年度の平均値であり、季節により増減する。
- (ウ) 回収を担当する者は、運転手及び補助員の各1名とし、運転手は、関係法令に規定する資格を有する者で、かつ3年以上の運転経験のある者を充てるものとし、業務遂行上不適格と認められたときは、速やかに変更の措置をとること。また、月1回以上は、自動車運転免許証の内容を確認すること。補助員は、回収業務を円滑に行うため、並びに各学校敷地内における児童生徒の安全を確保すること。

イ 処理業務

- (ア) 回収した残乳を学校別に計量して記録する。
- (イ) 回収した残乳を、「尾張旭市下水道条例」（昭和59年3月30日条例第1号）第13条第1項第4号に規定された「生物化学的酸素要求量（BOD）1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下」に希釈して下水道に投入するため、センター敷地内に設置する、建屋内の専用シンクに注入し処理する。
- (ウ) 残乳処理後、牛乳容器及びクレート（牛乳輸送用コンテナ）をまとめて指定する場所に仮置きし、指定の業者による回収まで保管する。
- (エ) 建屋内の清掃を行う。

ウ 回収に使用する車両等

- (ア) 事業者が専用の車両を用意するものとし、保険、点検、燃料、修理等に要する費用についても、事業者の負担とする。
- (イ) 車両は、牛乳容器の積載に耐えうるものとし、適切な台数を用意する。
- (ウ) 使用する車両について、車種、自動車登録番号を市へ報告すること。また、変更する場合は、事前に市に報告すること。
- (エ) 駐車スペースはセンターが用意するが、台数によっては、常時駐車できるスペースを制限する場合がある。
- (オ) 運転日誌を備え付けて記録し、市が求めた場合に提示できるようにしておくこと。